

自由研削といし取替え又は 取替え時の試運転業務特別教育

ご案内

自由研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務については、安全衛生法第59条第3項及び同規則第36条に定める業務であり、当該業務に労働者を就かせる場合には、安全又は衛生のための特別な教育をしなければならないことが義務付けられています。

刈谷商工会議所では、今回、標記のとおり特別教育を開催致します。この機会には是非ご参加いただきますようご案内申し上げます。

※修了された方に、自由研削といし取替え等の特別教育修了証を発行いたします。

研修：自由研削といし取替え等の特別教育

日時：平成27年12月15日(火)

9時00分～16時30分

講師：労働安全衛生マネジメントシステム評価員

株式会社安全ネットワーク

代表

前川 茂晴 氏



- ・労働安全衛生マネジメントシステム評価員
- ・刈谷モノづくり大学安全衛生担当教授
- ＜H26年度モノづくり大学研修実績＞
 - ・BCP指導：8社
 - ・安全衛生教育：6社
- ＜各種安全衛生教育実績多数＞

カリキュラム

第1章	研削盤に関する基礎知識
第2章	研削といしに関する基礎知識
第3章	研削といしの取付け具に関する知識
第4章	研削といしの覆い、保護具等に関する知識
第5章	研削といしの取り付けと試運転方法
第6章	災害事例と関係法令

場所：刈谷商工会議所 2階会議室

申込書：20名(先着順) 無料

申込：FAX(24-6049)で下記申込書にて

主催：刈谷商工会議所 中小企業相談所 (公社)刈谷法人会刈谷支部

問合せ先：刈谷商工会議所(杉浦) TEL 0566-21-0370

自由研削といし取替え等の特別教育研修(12月15日)

FAX(0566-24-6049)

事業者名		所在地	
電話番号		FAX番号	
参加者名		参加者名	

※本申込書に記入頂いた個人情報につきましては、主催者からの各種連絡・情報提供のために使用致します。